

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
建物並びに構築物、器具及び備品、権利 定額法
- (2) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金・・・三重県共済会の掛金法人負担分の計上
 - ・賞与引当金・・・支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- ・三重県共済会退職制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）
当法人では、社会福祉事業のみを実施しているため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
当法人では、拠点区分が一つのため作成していない。
- (4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
- ア グループホーム虹の丘拠点（社会福祉事業）
- 本部
認知症対応型老人共同生活援助グループホーム虹の丘
居宅介護支援グループホーム虹の丘

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	28,513,307			28,513,307
建物	74,427,529		3,430,706	70,996,823
合計	102,940,836		3,430,706	99,510,130

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	28,513,307円
建物（基本財産）	70,996,823円
計	99,510,130円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	42,320,000円
計	42,320,000円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	86,720,884	15,724,061	70,996,823
構築物	9,369,378	3,684,315	5,685,063
器具及び備品	6,414,271	3,786,908	2,627,363
合計	102,504,533	23,195,284	79,309,249

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	8,594,821		8,594,821
合計	8,594,821		8,594,821

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし